

乙月自治会 R3 年度 班長・運営委員の業務内容について

(令和3年3月21日)

定期総会が書面審議となりましたので、新班長さん、新運営委員さんへグッズとともにお渡し下さい。

乙月自治会は「安心・安全・快適な街づくり」をスローガンにしています。充分意識して活動して下さい。地域の運命共同体として、住民が一致団結してあらゆる自治会活動を展開していく「全員参加型の自治会」を目指しています。班長と運営委員は協力して班の円滑な運営を行って下さい。（任期は総会から次年度総会までです。）

- * 防犯活動(防犯パトロール)には率先垂範で参加して下さい。
- * 防災活動(防災訓練)は今年度の防災組織のリーダーとして自分の役割を確認し、防災訓練に参加して下さい。
- * 環境美化活動(一斉清掃や資源回収運動)は班員全員の協力を要請して下さい。

【班長の業務内容】

- * 班のまとめ役として一年間積極的に活動して下さい。
- * 会議や行事には必ず出席して下さい。止むを得ず欠席の場合は運営委員または班員に代理出席を依頼して下さい。

全戸配布物

- * 班の会員全員に速やかに必ず戸別配布して下さい。回覧板で回さないで下さい。
 - ・コミュニケーション広報紙「広報ちはら台」毎月23日頃
 - ・市原市行政からの全戸配布物：毎月23日頃
 - ・その他の公的団体、連合会・乙月自治会からの全戸配布物（随時）

回覧物

- * 班の会員に所定の回覧板で回覧順を決めて回して下さい。
 - ・回覧板は原則1枚ですが、回覧が遅い班には2枚配布しています。
 - ・市原市の行政連絡関係：原則23日頃、その他回覧も、特別なものや緊急なものを除き、同じです。

提出物等の回収

- * 行事の出欠表等は、提出期日までにまとめ、担当理事に提出して下さい。

会費の徴収

- * 会費は上期（4月）・下期（10月）に徴収します。その都度連絡しますが、決められた領収書でお願いします。（連絡が取れない世帯へは連絡を貰うメモをポストへ入れる等、効率的にお願いして下さい。）
- * 各班員分の会費を徴収しましたら、期日までに、各班員分の会費、領収書(控)、班長ノートを総務担当理事まで持参して下さい。

新規入会手続き

- * 引っ越し後1ヵ月以内に全員加入が原則です。新入会員用セットを総務担当理事から貰って新規入会手続き後、入会申込書、半期の会費の未経過月数分+自主防災費100円、領収書(控)、班長ノートを総務担当理事まで持参して下さい。

退会手続き

- *引越しによる退会は、退会届を貰って下さい。会費の返還（半期の会費の未経過月数分）がある場合は精算をして下さい。引越し以外の退会の申し出は各総務担当理事または副会長と相談して下さい。

ゴミ処理

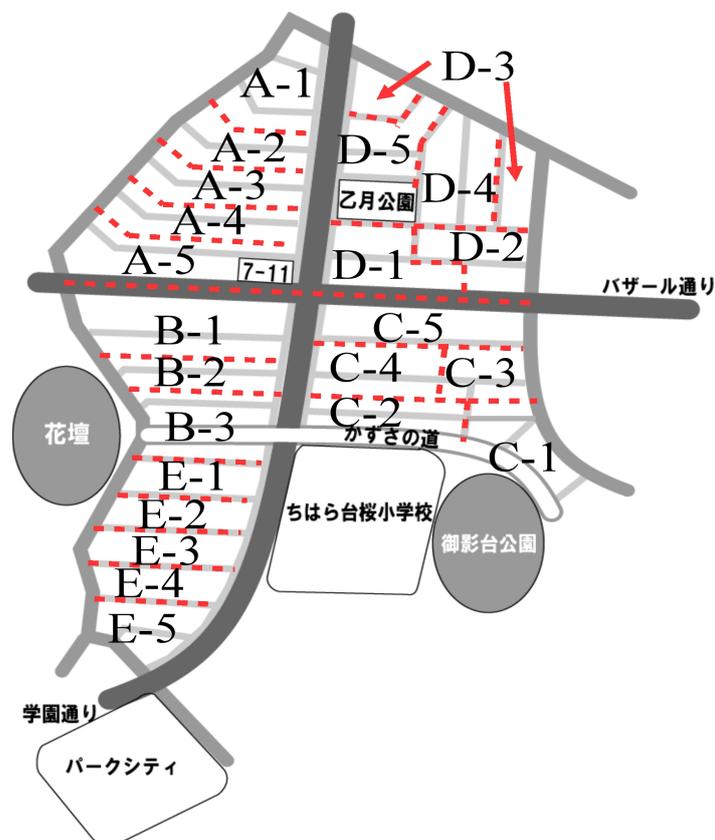
- *ゴミ集積所は20世帯で一ヶ所が目安で、新規は、交通や歩行の障害にならない所、最も近い世帯の了解を得ることが条件です。
- *ゴミ班（自治会とは別）毎に、管理ノートで当番を決めて運営して下さい。

その他

- *班員の転出入があった場合は、運営委員にも連絡して下さい。
- *域内の事故・不祝儀については迅速に会長に報告して下さい。
- *前任者から引き継ぐ物（不足品は役員までお知らせ下さい）
 - ・班長ノート　・集金袋　・会員名簿（班員）　・退会届（用紙）　・班長腕章
 - ・防災関係用品（誘導旗・ヘルメット・防災ラジオ）　・班長プレート　・回覧板

【運営委員の業務内容】

- *各種行事の運営を班長と協力して一年間積極的に活動して下さい。
- *行事の開催案内配布・参加申込書回収・当日の運営などを運営委員で行います。詳細についてはその都度ご案内します（止むを得ず都合がつかない場合は班長または班員に代理を依頼して下さい）。
- *班長が出席できない行事や会議は代理出席して下さい。
- *域内の事故・不祝儀については迅速に会長に報告して下さい。
- *前任者から引き継ぐ物（不足品は役員までお知らせ下さい）
 - ・運営委員ノート　・会員名簿（班員）　・運営委員腕章　・運営委員プレート



乙月自治会防犯活動について

1. 安全・安心・快適な街を目指して

平素から自治会防犯活動にご支援、ご協力いただきまして誠にありがとうございます。ちはら台地区では、依然として空き巣や車盗難、車上荒しなどが発生しております。このような犯罪は、事前に十分な下見をして行われ、防止することは困難と言われていています。

乙月自治会では、時間を決めずに不定期に実施する日中パトロール、土曜日の決まった時間に定期的実施する夜間パトロール及び、車パトロールの3種類の活動を組み合わせて行っています。パトロールを全員で実施し、犯罪者に狙われない・近寄らせない・侵入させない街づくりを目指しましょう！

【日中パトロール】・・・不定期に実施

原則全世帯参加。ちょっと外へ出る時に（散歩・お子様の子守り・幼稚園バス送迎時など）防犯腕章を装着いただくだけで結構です。

【夜間パトロール】・・・定期的実施

- * 班ごとに「夜間パトロール担当表」に記述されている日時に実施。
- * セブンイレブンの駐車場に集合し、指示に従って自治会内をパトロールします。
- * スリムバトン、拍子木、防犯ベストを装着しパトロールします。
- * 全世帯が1回/3ヶ月の参加。（日中・車パトロールの方も含め全世帯の参加。）
- * 雨天時または人数が3人以下の場合は中止です。
- * 担当週に参加できなかった場合は、1ヶ月以内の参加をお願いします。

【車パトロール】・・・不定期に実施

* 青色回転灯隊

現在6台で巡回しています。会社帰りなど都合の良い時に出来るだけ多く域内を巡回しております。なお、青色回転灯の装着は警察並びに陸運局の許可が必要で、許可証並びに車検証に登録事項として記載します（手続きは自治会連合会で実施）。

巡回距離に応じたガソリン代は自治会より支給され、市原市より1000円～2000円程度/月の補助金（実施回数により変動あり）が出ます。

* 車パトロール隊

「防犯パトロール中」のマグネットシートとスリムバトンを設置し、ブロック内を徐行で巡回します（A, B, Eブロックの方は4丁目全体、C, Dブロックの方は9丁目全体）。

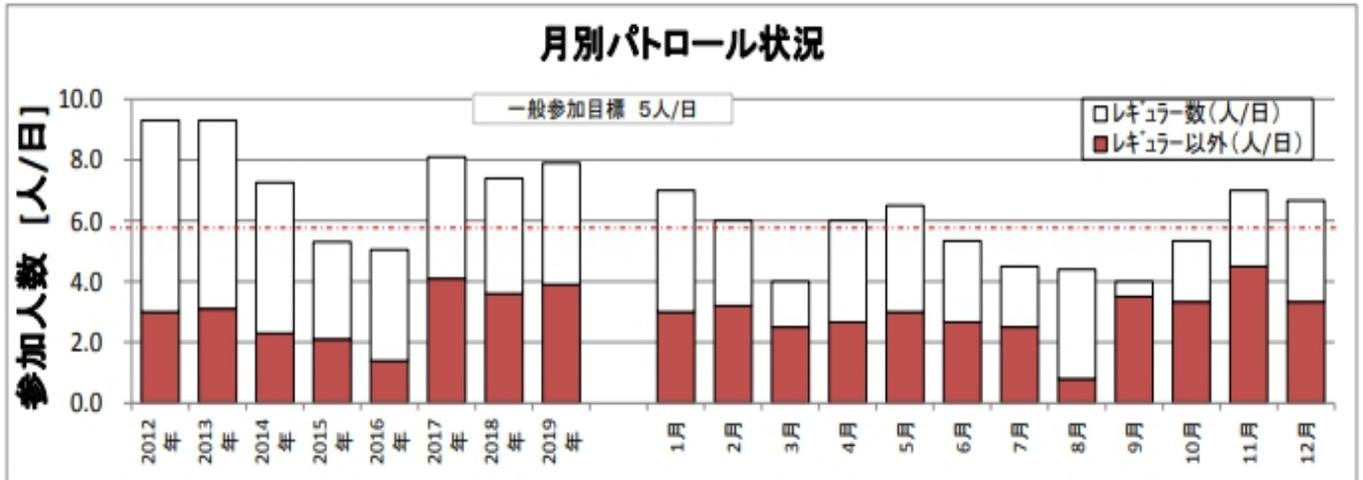
1週間交代で担当週ごとに防犯日誌で引き継いでいきます。御協力いただいている方には、自治会より年度末にクオカードをお渡ししています。

※青色パトロール隊、車パトロール隊は随時募集しています。御協力いただける方は役員まで連絡をお願いします。



2. 夜間パトロール参加人数の推移（2020年1月から12月のデータ）

平均で1回あたりレギュラーメンバーが4.0世帯（前年3.8世帯）、一般参加が7.9世帯（前年7.3世帯）となりました。近年、一般参加者の参加人数が実施日当たり約5世帯で推移していましたが、2017年度からの毎週土曜日実施により一般参加世帯数が少しずつ増える結果となっています。



なお、自班の担当週以外にも積極的に参加していただいた方は（年間10回以上参加）、以下に示す6名様となります。

C2 彦坂 知行様(35回)	D1 込山 義康様(23回)	A5 山崎 修二様(16回)
D5 寒河江 二郎様(15回)	B2 児玉 浩司様(14回)	A3 中岩 清徳様(11回)

3. 夜間パトロールの班別参加率と車パトロールの登録率

全世帯に対し、夜間パトロール参加世帯率は9.68%(昨年度12.68%)。車パトロール登録世帯率は(青パト隊含む)30.5%(A42.3%、B27.4%、C29.8%、D28.8%、E30.3%)となっています。

「全員参加型」の観点から、是非とも皆様の積極的な参加をお願い致します。

以上

資源回収運動とゴミの減量について

1. 資源回収運動

乙月自治会では、毎月の第1・2・3・4日曜日に資源回収を行っております。自治会の資源回収活動には、業者の買い取り価格に加えて、市原市から「回収量(kg)×4円」の助成金が出ます。また、市が収集するよりも少ない費用で処理ができるため、市のゴミ処理費用を減らすということにもなります。この資源回収から得た収益金は、自治会の各行事や活動費、ちはら台桜小学校への支援金（図書購入費）などに当てております。またこの収益金により、皆様の自治会費を安く抑えることができいております。よって、資源回収運動は自治会を運営していく上で大変重要な意味をもっております。

今年度の全体回収量は、昨年度に対して1割弱落ちています。

資源ゴミは自治会の資源回収日である第1・2・3・4日曜日に出すようにお願いします。

回収品目：新聞、雑誌類、段ボール、雑紙、紙パック、古着・古布類、アルミ缶

表1. 資源回収状況（R2年4月～R2年12月の回収量での見込）

	回収量	回収による収益金	市助成金	合計金額
前年度	71,890kg	332,950 円	287,560 円	620,510 円
今年度(見込) (対前年)	77,987kg (6,097 kg)	344,027 円 (11,077 円)	311,947 円 (24,387 円)	655,973 円 (35,463円)

